

公の施設の指定管理者の指定について

1 提案理由

青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条の規定に基づき公の施設に係る指定管理者を指定するため提案するものである。

2 対象施設

【青森市営住宅等（青森地区）】

花園団地、青柳団地、小柳第一団地、小柳第二団地、小柳第三団地、桜川第一団地、桜川第二団地、千草団地、幸畑第二団地、幸畑第三団地、幸畑第四団地、幸畑第五団地、三内団地、野木和第二団地、野木和第三団地、戸山団地、奥野団地、桂木団地、ベイサイド柳川、合浦団地、ベイタウン沖館、はままち団地

3 指定期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

4 募集形態

公募

5 募集要項の配布期間

令和4年8月1日（月）～令和4年9月6日（火）まで

6 申請書の受付期間

令和4年8月30日（火）～令和4年9月6日（火）まで

7 再募集に係る募集要項の配布及び申請書の受付期間

令和4年10月3日（月）～令和4年10月14日（金）まで

8 応募団体

協同組合タッケン

9 青森市指定管理者選定評価委員会による指定管理者候補者選定に係る審査

開催日 令和4年10月24日（月）

審査結果 資料2のとおり

選定結果 協同組合タッケン